

税

償却資産の申告は 1月25日(金)までに

1月1日時点で、市内に償却資産を所有している人は、その資産について毎年申告が必要です。

申告期間は1月31日(木)までですが、なるべく1月25日(金)までに税務課または上下支所総務係に申告してください。土地や家屋に設置した太陽光発電設備も

申告が必要な場合があります。対象など詳しくは、問い合わせてください。

償却資産とは

個人または会社で事業を営んでいる人が所有し、その事業のために使用している機械、器具、備品などの資産のことです。

税

家屋を取り壊したら 届け出を忘れずに

12月末までに住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊し、まだ届け出をしていない人は、早急に電話などで連絡してください。なお、滅失登記を行っている場合は、届け出の必要はありません。

滅失登記を行っていない場合、届け出をしないと、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることとなります。

住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります。

申告・問い合わせ先 税務課 (☎437125) または

上下支所総務係 (☎622111)

人権

12月4日~10日
第70回

人権週間

世界人権宣言70周年

みんなで築こう 人権の世紀
~考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心~

昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会で世界人権宣言が採択されました。

この宣言は世界の平和と人類の幸福を願って、人間は誰でも人間としての尊厳と価値が認められ、人間として当然に持っている基本的権利を、お互いに尊重しなければならぬことを表明したものです。日本の人権週間も、この世界人権宣言に由来しています。

人権週間に機に、私たち一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会をつくりましょう。

問い合わせ先 総務課 (☎437212)

人権週間の強調事項

- ①女性の人権を守ろう。
- ②子どもの人権を守ろう。
- ③高齢者の人権を守ろう。
- ④障害を理由とする偏見や差別をなくそう。
- ⑤部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう。
- ⑥アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう。
- ⑦外国人の人権を尊重しよう。
- ⑧H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう。
- ⑨刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう。
- ⑩犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう。
- ⑪インターネットを悪用した人権侵害をなくそう。
- ⑫北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう。
- ⑬ホームレスに対する偏見や差別をなくそう。
- ⑭性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう。
- ⑮性自認を理由とする偏見や差別をなくそう。
- ⑯人身取引をなくそう。
- ⑰東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう。

相談

エイズ相談・ H I V抗体検査

相談・抗体検査とも匿名で、当日に検査結果が分かる検査も行っています。
とき 1月7日(月)9時~15時30分
※12月27日(木)までに予約が必要。

ところ 広島県福山庁舎
相談・検査料 無料
申し込み・問い合わせ先 広島県東部保健所福山支所保健課 (☎084-921-1311)